人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十二月二十八日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一六―二―一二

人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を次のように改正する。

第九条の前の見出し及び同条を削り、第十条を第九条とし、同条に見出しとして「（遺族補償一時金）」を付し、第十一条を第十条とする。

第十二条第二項中「第十二条第一項各号」を「第十一条第一項各号」に改め、同条を第十一条とし、第十二条の二を第十二条とする。

第十三条中「第十二条第一項各号」を「第十一条第一項各号」に、「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の死亡若しくは通勤による死亡又は公務上の行方不明及び同日前にその発生が確定した疾病に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡に関する船員に係る遺族補償年金の支給については、なお従前の例による。

（人事院規則一六―三の一部改正）

第三条　人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

第十九条の十第一項中「当該遺族補償年金について規則一六―二第九条第一項の規定が適用された場合にあつては、同項の規定による額」を削り、同条第二項中「第十条」を「第九条」に改める。

第十九条の十三第一項中「第十二条第一項各号」を「第十一条第一項各号」に改める。

（人事院規則一六―三の一部改正に伴う経過措置）

第四条　改正後の規則一六―三第十九の十の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡及び同日以後にその発生が確定した疾病に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡に関する遺族特別給付金の支給について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡及び同日前にその発生が確定した疾病に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡に関する遺族特別給付金の支給については、なお従前の例による。

告　示

○金融庁告示第七十二号

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関を次のように指定し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

一　名　　称　株式会社格付投資情報センター
　主たる事務所の所在地　東京都中央区日本橋一丁目四番一号
　指　定　の　有　効　期　間　平成二十二年十二月三十一日まで
二　名　　称　株式会社日本格付研究所
　主たる事務所の所在地　東京都中央区銀座五丁目十五番八号
　指　定　の　有　効　期　間　平成二十二年十二月三十一日まで
三　名　　称　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
　主たる事務所の所在地　アメリカ合衆国ニュー・ヨーク州ニュー・ヨーク市グリニッチ・ストリート二百五十番地
　指　定　の　有　効　期　間　平成二十二年十二月三十一日まで
四　名　　称　スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ
　主たる事務所の所在地　アメリカ合衆国ニュー・ヨーク州ニュー・ヨーク市ウォーター・ストリート五十五番地
　指　定　の　有　効　期　間　平成二十二年十二月三十一日まで
五　名　　称　フィッチレーティングスリミテッド
　主たる事務所の所在地　英国ロンドン市フィンズベリーペイブメント百一番地
　指　定　の　有　効　期　間　平成二十二年十二月三十一日まで

○金融庁告示第七十三号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百九十五条第三項第一号ホ及びチの規定に基づき、同号イからニまでに掲げる要件に類似する性質を有するもの及び同号チに規定する資産証券化商品から除かれるものを次のように指定し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号イからニまでに掲げる要件に類似する性質を有するものを指定する件）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号イからニまでに掲げる要件に類似する性質を有するものは、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十九条第一項の規定に基づき発行される住宅金融支援機構債券（以下この条において「機構債券」という。）であって、当該機構債券に係る債務の担保に供するため同法第二十一条の規定に基づき特定信託（同法第十三条第一項第二号イに規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）がなされている機構債券又は当該特定信託の受益権に該当するものとする。

（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号チに規定する資産証券化商品から除かれるものを指定する件）

第二条　金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号チに規定する資産証券化商品から除かれるものは、同号に掲げる有価証券又は資金の貸付けに係る債権であって次のいずれかに該当するものとする。

一　発電プラント、化学プラント、鉱山事業、交通インフラ、環境インフラ、通信インフラその他の特定の事業からの収益のみをもって当該有価証券又は当該資金の貸付けに係る債権に関する債務の履行の責任を負い、かつ、当該有価証券の保有者又は当該資金の貸付けに係る債権の債権者が当該事業に係る有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているもの

二　船舶、航空機、衛星、鉄道、車両その他の有形資産（不動産を除く。以下この号において同じ。）からの収益のみをもって当該有価証券又は当該資金の貸付けに係る債権に関する債務の履行の責任を負い、かつ、当該有価証券の保有者又は当該資金の貸付けに係る債権の債権者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているもの

三　当該有価証券の発行又は当該資金の貸付けが原油、金属、穀物その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、在庫又は売掛債権の資金を調達するための短期の信用供与の目的でなされている場合において、当該商品の売却代金のみをもって当該有価証券又は当該資金の貸付けに係る債権に関する債務の履行の責任を負い、かつ、当該有価証券の保有者又は当該資金の貸付けに係る債権の債権者が当該商品及び当該商品からの収益について相当程度の支配権を有しているもの